

## 第3回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

令和2年4月24日提出

### I 件数 6件

【内訳】議案 5件（条例関係3件、予算関係1件、その他1件）

報告 1件

### II 議案の要旨

#### 《条例関係》

議案第61号	令和2年5月1日から令和2年7月31日までの間における市長の給料の減額に関する条例制定について
--------	---

#### 【趣旨】

東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた方々に対する平成23年度以降の国民健康保険税並びに介護保険料の減免誤りに関し、市民の信頼を失墜させ、公務全体の信用を損なったことを重く受け止め、令和2年5月1日から7月31日までの3か月間、市長の給料月額を10分の1を減額するため、新たに条例を制定するもの。

#### 【主な内容】

##### 1 市長の給料月額の減額

区 分	給料月額
現在の支給額	1,000,000円
本条例による減額後の支給額（10%減）	900,000円

##### 2 施行日 令和2年5月1日

**議案第62号**

**専決処分の報告及びその承認について**

**議案第63号**

**【趣旨】**

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり2件の条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

**【専決第2号 南相馬市税条例等の一部を改正する条例制定について 令和2年3月31日専決】**

**【趣旨】**

**1 専決処分の理由**

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、市税条例の一部を改正する条例を同年3月31付けで専決処分したものの。

地方税法等の一部を改正する法律の概要

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等を行うこととするもの。

**【主な内容】**

**2 改正の概要**

**(1) 固定資産税関係**

○使用者を所有者とみなす制度の拡大（新第54条第5項関係）

調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとするもの(※2)。

※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

○現に所有している者（相続人等）の申告の制度化（新第74条の3関係）  
登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとするもの。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。

## （2）市民税関係

○法改正に合わせ、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とするもの。（第36条の3の2、第36条の3の3関係）

○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長（附則第8条関係）

○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長（附則第17条の2関係）

## （3）元号その他法改正に伴う規定の整備

### 3 施行日 令和2年4月1日

## 【専決第3号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 令和2年3月31日専決】

### 【趣旨】

#### 1 専決処分の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同年3月31日付けで専決処分したものの。

### 【主な内容】

#### 2 改正の概要

##### （1）課税限度額の引上げ（第2条関係）

基礎課税額に係る課税限度額を63万円（改正前61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（改正前16万円）に引き上げるもの。

区 分	改正後	改正前
基礎課税額に係る課税限度額	63万円	61万円
介護納付金課税額に係る課税限度額	17万円	16万円

(2) 低所得者に対する軽減措置の拡充（国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直し（第21条関係））

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者数（世帯内に特定同一世帯所属者がいる場合は、特定同一世帯所属者の数との合計額）に乗すべき金額を28万5千円（改正前28万円）に引き上げるもの。

※特定同一世帯所属者

国民健康保険に加入したまま、75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した者

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + <u>28万5千円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>28万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げ

2割減額の対象となる所得を算定する際、被保険者の数に乗すべき金額を52万円（改正前51万円）に引き上げるもの。

改正後	改正前
基礎控除額 33万円 + <u>52万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	基礎控除額 33万円 + <u>51万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

3 施行日 令和2年4月1日

・適用区分

改正後の南相馬市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

《補正予算関係》

議案第64号 令和2年度南相馬市一般会計補正予算について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症患者が市内においても確認され、感染拡大防止と市民生活や経済への影響緩和を図るため、緊急に措置すべき予算を計上するもの。

《その他》

議案第65号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契約の目的	小高区子どもの遊び場建設建築主体工事
施工場所	南相馬市小高区関場一丁目地内
契約の金額	394,900,000円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和3年2月26日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店

【入札結果】

(消費税別)

入 札 者	第1回入札額	第2回入札額	備 考
株式会社中里工務店	359,000,000円		落札

【予定価格】

予 定 価 格	396,424,600円（消費税を含む。）
落 札 率	99.62%

【全体スケジュール】

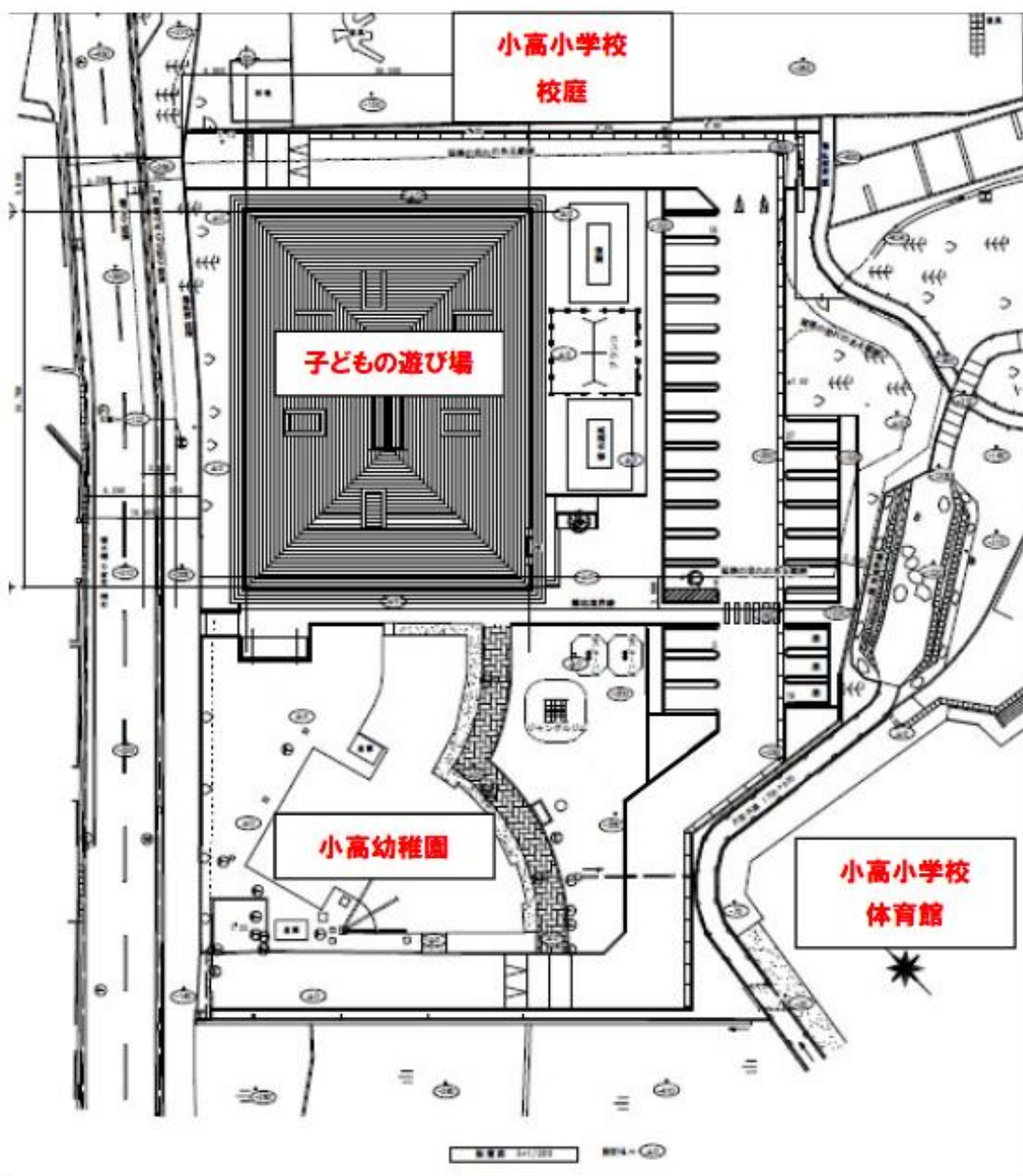
時 期	内 容
令和元年度	実施設計、地質調査、外構駐車場設計
令和2年度	本体工事（令和2年4月～令和3年2月予定）
	供用開始予定（令和3年3月予定）



完成イメージ



＜小高区子どもの遊び場配置イメージ図＞





## 報告第2号 専決処分の報告について

### 【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

### 【専決第4号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和2年4月14日専決】

#### 1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住 個人

#### 2 損害賠償の額

13,613円

〔うち保険等により補てんされる額	13,613円	〕
〔市が自ら負担する額	0円	〕

#### 3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和2年2月15日午後4時40分頃、相手方の自動車が南相馬市原町区押釜地内の市道大木戸押釜高倉線を走行中、市道上の集水柵に設置していた鋼板が跳ね上がり、相手方車両運転席側サイドステップが破損し、損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

#### 4 事故の種類

物損事故（人身事故なし）